

『個人』『法人・地方公共団体』向けの変更点

※番号が『個人』『法人・地方公共団体』で異なるものは『法人・地方公共団体』を()内に記載

【変更点1】

変更前：⑩私は、補助金申請に伴いセンターに提出した書類が、理由を問わず返却されないことを了承します。

変更後：⑩(⑨)私は、補助金申請に伴いセンターに提出した書類（電子情報を含む。）が、理由を問わず返却されないことを了承します。

【変更点2】

変更前：（次の⑫は申請者がリース会社の場合のみ）

⑫申請車両をリースする場合、そのリース料金は補助金相当額を引下げて設定します。

変更後：削除

【変更点3】

変更前：⑰私は、車両販売店に手続代行者として手続代行申請を依頼する場合、手続代行者が申請の不備を解消できず補助金交付に至らない時は、申請者と手続代行者間で調整を行います。なお、私は、センターに対して直接不服を申し立てることはしません。

変更後：⑬(⑮)私は、車両販売店、または、センターが認めた手続代行者に手続代行を依頼する場合、手続代行者が申請の不備を解消できず補助金交付に至らない時は、私と手続代行者間で調整を行います。なお、私は、センターに対して直接不服を申し立てることはしません。

『個人』向けのみの変更点

変更前：

⑧申請車両は、展示車、試乗車等の販売促進活動の目的で使用するものではありません。

⑪私は、過去1年以内に申請車両と同種の車両を販売しておらず、また、今後1年以内に販売しません。

⑬私は、私に対する補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（交付決定先）、法人番号、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして gBizINFO（ジービズインフォ）に公表されることを了承します。（※3）

変更後：削除

『法人・地方公共団体』向けのみの変更点

変更前：

⑯私は、「個人申請、かつ型式指定車」で「J-クレジット事業への参加方法」が未記入の場合は、「センター指定団体」に参加するとみなすことに同意します。

変更後：削除